

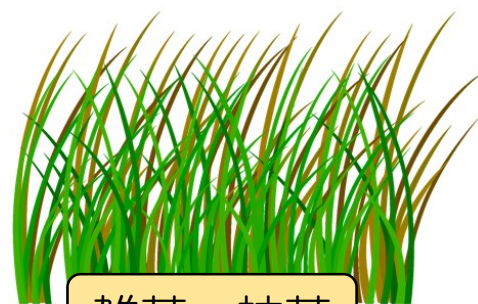
空き地の適正な管理は 所有者の義務です！

空き地は、所有者等（所有者、管理者等）が自ら管理するのが原則です。空き地は適正な管理がなされていないと、雑草が繁茂し、虫の発生、ごみ等の不法投棄を招くなど、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼします。このため、石巻市では「石巻市環境美化の促進に関する条例」に基づき、空き地が良好な状態に保たれるよう、所有者等に対し行政指導を行っています。

指導の対象となる空き地とは？

空き地の管理が不良な状態

- 空き地に雑草が繁茂していたり枯草が密集している状態
- 廃棄物が投棄されている状態
- 清潔な生活環境が著しく損なわれている状態



雑草、枯草



衛生害虫



空き地を適切に管理するには

- 空き地に雑草が繁茂したり枯草が密集しないよう注意し、草刈り（年に2回程度、春から夏と秋から冬にかけて）や除草剤散布等を行いましょう。
- ごみの散乱防止に努めるとともに、散乱しているごみの清掃を行うなど環境美化に努めましよう。

不法投棄



空き地の適正管理に対する指導

- 所有者等は、空き地を適正管理しなければなりません。
- 管理不全な空き地に対し、指導、勧告、命令を行います。
- 指導、勧告、命令に従わない空き地所有者等に対し、指導内容や氏名等の公表を行います。

行政指導の流れ

立入調査



指導



勧告



命令



公表

市が情報の提供を受けたら、現地立ち入り調査および所有者等の調査を行います。

周辺の衛生環境に悪影響を及ぼすおそれのある空き地に対して、市は指導を行います。

指導を行っても改善されない場合は、市は勧告を行います。

勧告を行っても改善されなかった場合は、市は命令を行います。

命令に従わない場合、市は所有者等（所有者、管理者等）の氏名、住所等の公表を行います。



空き地を所有している方は、近隣住民の方の迷惑とならないよう、雑草の除去や不法投棄対策など、適正な管理を心がけましょう。



◆お問い合わせ

〒986-8501 石巻市穀町14-1 石巻市生活環境部環境課 環境衛生グループ
TEL 0225-95-1111（内線 3363、3365） FAX 0255-22-6120